

新

旧

令和5年度高知県保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱

令和5年度高知県保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱

第1条～第15条 略

第1条～第15条 略

附 則

附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月23日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第5号から第8号まで、第12号ウからキまで、第12号及び第13号並びに第11条から第13条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

- 1 この要綱は、令和5年8月23日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第5号から第8号まで、第12号ウからキまで、第12号及び第13号並びに第11条から第13条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年11月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

新

旧

別表第1 (第2条、第3条、第4条関係)

1 区分	2 補助対象事業及び補助基準額	3 対象経費	4 補助	5 補助事業者
1 略	略	略	略	略
<u>2 保育所、認定こども園（地方裁量型認定こども園を除く）及び地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く）を行う事業所</u>	<u>1 感染症対策のための改修整備等事業</u> 1施設当たり 1,029,000円	<u>感染症対策のための改修整備等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費、負担金、補助及び交付金</u>	2/3	市町村（高知市を除く。）
<u>3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業を除く。）</u>	略	略	略	略

※ 略
別表第2 (第6条、第11条関係) 略

別表第1 (第2条、第3条、第4条関係)

1 区分	2 補助対象事業及び補助基準額	3 対象経費	4 補助	5 補助事業者
1 略	略	略	略	略
<u>2 新規</u>				
<u>2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業を除く。）</u>	略	略	略	略

※ 略
別表第2 (第6条、第11条関係) 略